

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

〔 財政援助団体監査 〕

鳥羽市監査委員

令和5年12月14日公表

第1 監査の概要

(1) 準拠している基準

地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第198条の4第1項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号）

(2) 監査の種類

法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（鳥羽市監査基準第7条第1項第3号）

(3) 監査の対象

令和4年度に、市が指定管理を委託している団体の中から下記団体を選定した。

鳥羽マルシェ有限責任事業組合

施設内容	名称	鳥羽市農水産物直売所
	所在地	鳥羽市鳥羽一丁目2383番地42
	延床面積	鉄骨平屋建 732 m ²
	開設時期	平成26年10月

設置目的 本直売所は、第1次産業の振興と農漁村地域の活性化を目的とし、地域の農水産物が持つ健康を高める機能や伝統的な食の美味しさを消費者に伝えることで地産地消を推進するとともに、地域生産者の6次産業化を促進する。

さらに、消費者の満足度やニーズを生産者に伝えることで生産意欲の増進や農水産物の品質改良につなげ、生産者の所得向上を図り、後継者の育成を支援する。

また、豊かな自然が育んだ地域の伝統や文化、食の魅力を情報発信することで、更なるまちのイメージアップを図り、郷土愛の醸成と地場産業の活性化につなげていく。

指定管理期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

指定管理料 なし

(4) 監査の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか確認することを主眼とした。

確認事項の主なものは、以下のとおりである。

〔指定管理者側〕

- ① 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- ② 施設管理業務の実施状況は適切か。
- ③ 料金収入や施設管理の収支に係る会計処理が適切に行われているか。

- ④ 決算報告書に誤りはないか。
- ⑤ 利用促進及び利用者サービス向上のための取組はなされているか。
- ⑥ 事業に対する経営努力が見られるか。
- ⑦ 所管課への報告書類は適切に提出されているか。

〔所管部局側〕

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 指定管理者の指定は適正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切に実施されているか。
- ⑤ 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

(5) 監査の実施内容

指定管理における基本協定書、仕様書、事業計画書、年度計画書等に基づき、合法性、合规性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

予算・決算書類、実績報告書等の提出を求めるとともに、疑義等のある事項については関係職員の説明を求め、市担当課からも聞き取りを行った。

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった指定管理団体の指定管理が当該公の施設の目的に沿って行われていることを認めたが、一部において不適正な事案があった。

監査の結果、改善を要する事項は次のとおりである。

指摘事項

協定書第17条に定められた個人情報保護のための必要な措置について

関係職員からの事情聴取の結果、個人情報保護規程等は無く、現在作成中とのことであった。

第3 監査の意見

今回の監査では、指定管理料の支払のない指定管理者に対し、協定書、仕様書等に記載された事項に基づく業務の実施状況に着眼し監査を行った。

指摘した事項については、個人情報保護規程を早期に策定するとともに、ほかに危機管理マニュアルなど、必要な規程が十分整備されているか点検のうえ、必要と認めるものは速やかに整備されたい。

今回の監査対象団体も含め、各指定管理者は、法令等を十分に確認し、市の条例・規則等に基づいて設置された公の施設の管理を受託していることを念頭に置き、適正な事務の執行に努められたい。

また、各指定管理施設の所管課は、施設管理や事務について、指定管理者任せとならないよ

う、管理運営状況を適宜確認することでリスク管理に努め、施設の設置責任者として適切な指導・監督を行っていただきたい。